
テレビ東京『激録・警察密着 24時！！』
『鬼滅の刃』の模倣品捜査密着事案に関する意見

放送倫理検証委員会

| | |
|-------|-------|
| 委員長 | 小町谷育子 |
| 委員長代行 | 岸本 葉子 |
| 委員長代行 | 高田 昌幸 |
| 委員 | 井桁 大介 |
| 委員 | 大石 裕 |
| 委員 | 大村 恵実 |
| 委員 | 長嶋 甲兵 |
| 委員 | 西土彰一郎 |
| 委員 | 毛利 透 |
| 委員 | 米倉 律 |

目次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | はじめに～「警察密着もの」の半世紀 | 1 |
| II | 審議の対象とした番組 | 2 |
| 1 | 本件放送の内容 | 2 |
| (1) | オープニングから捜査の端緒まで | 2 |
| (2) | 捜査会議と捜査対象者の特定 | 3 |
| (3) | 証拠品3万7000点の押収とその精査 | 3 |
| (4) | 摘発の日 | 3 |
| 2 | 審議に至る経緯 | 4 |
| III | 委員会の調査 | 4 |
| 1 | 本件放送の発端 | 4 |
| 2 | 「出口＝逮捕」から始まり、「事後取材」へと至る経緯 | 5 |
| 3 | 捜査過程の事後取材 | 6 |
| 4 | 不十分な引き継ぎ | 7 |
| 5 | “事実確認なき”仮編集 | 7 |
| 6 | 試写から放送に至る経緯 | 8 |
| (1) | 仮編集試写 | 8 |
| (2) | 完成作業から放送へ | 9 |
| 7 | 放送後の抗議とテレビ東京の対応 | 10 |
| (1) | 具体的で詳細な抗議 | 10 |
| (2) | テレビ東京の回答 | 10 |
| (3) | 人権侵害の申立て | 11 |
| (4) | テレビ東京の再調査と“事後撮影”の発覚 | 11 |
| (5) | おわび放送と番組の打ち切り決定 | 11 |
| IV | 本件放送の問題点 | 12 |
| 1 | 不起訴に触れず刺激的な演出 | 12 |
| 2 | 事実でない内容の放送 | 12 |
| 3 | “密着”をうたいながら事後撮影を放送 | 13 |
| V | 問題をもたらした4つの要因 | 13 |

| | |
|------------------------|----|
| 1 強力な“モザイク信仰” | 13 |
| 2 “三方良し”に潜む“当事者”の不在 | 14 |
| 3 ひっ迫する制作体制 | 15 |
| 4 繰り返された“ステレオタイプ” | 15 |
| VI 委員会の判断 ～ 放送倫理違反があった | 16 |
| VII おわりに | 17 |

I はじめに～「警察密着もの」の半世紀

いわゆる「警察密着もの」の始まりは1978年放送の『警視庁潜入24時！！』（テレビ朝日）で、半世紀近くさかのぼる。以来、『最前線！密着警察24時』（TBSテレビ）、『警察魂2024～悪いやつらは許さない！！～』（日本テレビ）、『逮捕の瞬間！警察24時』（フジテレビ）などキー局だけでなく、地方局も含め年間30本近い番組が放送されている。警察捜査に密着することで、被疑者を追い詰めるドキドキ感や逮捕の達成感をリアルに実感できる人気番組であり、警察活動のアピールや啓発、犯罪抑止が番組の目的とされる。一方で容疑者を“悪者”と決めつける勧善懲悪の構図や、大げさなナレーション、刺激的なスーパーで犯罪捜査をエンタメ化する手法、警察権力との距離感などが、問題視されてきた向きがある。

テレビ東京の『激録・警察密着24時！！』も、窃盗、麻薬取り締まりといった定番ものから、小売店のセルフレジでのバーコード詐欺など地味で目立たない事件も取り上げてきた警察密着もので、20年近く続いてきた人気シリーズだ。

2023年3月28日放送回『激録・警察密着24時！！薬物・凶器・詐欺…春のワルー掃大作戦SP』では、「人気アニメ『鬼滅の刃』に便乗 悪質コピー商品の販売業者を追い詰めろ」として、不正競争防止法違反で販売業者らを摘発したコーナー（以下「本件放送」という）が組まれた。ところが、約3か月後、販売業者らの代理人からテレビ東京に「抗議及び申入れ書」が送られてきた。本件放送には販売業者らの名誉を毀損する表現や、販売商品に関する虚偽の事実を警察官に演じさせたねつ造の疑いがあるとし、その経緯と事実を説明し謝罪することを訴えていた。

20世紀の最も影響力のあったジャーナリストとされるウォルター・リップマンは、およそ100年前、「われわれはたいていの場合、見てから定義しないで、定義してから見る」という有名な言葉で、世論が「ステレオタイプ」の働きによって偏向し、誤解を生み出すことを警告した。この指摘は警察密着ものにも当てはまるかもしれない。無罪推定の原則を軽んじ、逮捕と犯罪者を安直に結び付けるステレオタイプが形作られてきた可能性はないだろうか。リップマンは、新聞のニュースについて、こんなことも書いている。

ニュースと「真実」とは、はっきりと区別されなければならない。

ニュースのはたらきは一つの事件の存在を「合図」することである。

（岩波文庫『世論』掛川トミ子訳より）

II 審議の対象とした番組

『激録・警察密着24時!!』は、テレビ東京が1年に数回不定期に放送する番組である。20年近くにわたり、主にゴールデンタイムで放送されてきた。副題は「日本全国で活躍する警察官を追う壮絶ドキュメント」とされ、テレビ東京のウェブサイトでは「全国で日々発生する事件・事故・犯罪の瞬間をカメラが捕らえる！正義感あふれる全国の熱血警察官に密着！」と紹介されている。取材班が警察の捜査・警ら活動に密着取材して撮影された映像を放送することに特色がある。2005年、X制作会社のAプロデューサーとテレビ東京の担当プロデューサー（当時）が共同で企画し、制作・放送を開始した。初回放送以来、X制作会社1社に制作を依頼し、テレビ東京が放送権を買い取り、放送している。

X制作会社は、企画をしたAプロデューサーを一貫して『激録・警察密着24時!!』の番組責任者とし、複数のプロデューサーとディレクターらで制作にあっていた。

2023年3月28日の放送回では、午後6時25分から午後8時54分（149分）の放送枠の中で、過積載の交通違反や高級ウイスキーの連続窃盗事件など8つの事件が放送された。その日の最後の事件が、大ヒットアニメ『鬼滅の刃』の主要キャラクターが身につける衣装の模倣品とされる衣類やタオル類の販売会社を摘発する警察の捜査活動が題材となった本件放送だった。コマーシャルを含めて午後8時20分過ぎから放送終了までの30分強を占め、当日の放送回の中では最も長尺なコーナーだった。

1 本件放送の内容

(1) オープニングから捜査の端緒まで

本件放送の前半は逮捕に至るまでの捜査過程を紹介する。画面上部に『鬼滅の刃』偽グッズでボロ儲け！1年に及ぶ“執念の捜査”完全密着！』とのサイドスーパーが常に表示されている。冒頭、愛知県西部の蟹江警察署の担当警察官が、ぼかしの入ったインタビューの中で、ゲームセンターなどに『鬼滅の刃』の「偽物だと思われるモノと正規品が混ざって置いてあった」ために捜査を開始したと述べる。続けて、愛知県警本部から派遣されてきた著作権関連のスペシャリストと紹介される担当警部が中心となって、他の警察官らとともに捜査を進めていく。担当警部を除き、このコーナーの警察官はいずれもモザイクがかけられ、匿名で登場する。

担当警部らは、ゲームセンターから疑惑商品を回収し、警察署で現物を調べ、「こんなの『鬼滅の刃』のまんまだわ」、「これはちょっと悪質でしょう」などと議論を交わす。担当警部は、疑惑商品の販売会社が『鬼滅の刃』の商品を製造・販売するライ

センスがないことを確認し、不正競争防止法違反で捜査を進めることを決める。

(2) 捜査会議と捜査対象者の特定

不正競争防止法の解説や、著作権法違反では摘発できない理由の説明などが挟まり、摘発に向けた捜査会議へと続く。8人ほどの警察官が集まる中で、担当警部が「この4人を逮捕する方向で進めます」と言いながらホワイトボードに4枚の顔写真を貼り付けていく。4人のうち2人は「首謀者」の男性と販売会社の代表取締役である妻、残る2人は「営業担当」と「監査役」の夫妻と紹介され、その後はそれぞれこの呼称で呼ばれる。首謀者については逮捕歴がある旨のナレーションが入る。

(3) 証拠品3万7000点の押収とその精査

シーンは神奈川県横浜市に移り、強制捜査によって販売会社の倉庫などから注文書や発注書など3万7000点を押収したとのナレーションとテロップが入る。再び警察署内の会議室に移り、大量の紙ファイルやデータをチェックしていく警察官たちが映される。その過程で、販売会社やその代表らを称して「違法上等で16億円荒稼ぎした奴ら」、「通信販売などでも様々な商品を売りさばっていた」、「警察のガサの後も、あの4人はもどき商品を売り続けていた」などのナレーションが差し込まれる。担当警部はパソコン上に、『鬼滅の刃』のキャラクターが衣類の中に直接描かれた商品画像を表示しながら「ちょっと見つけました。これはキャラクターを真似たもの。これは完全に絵がついているんで。これはダメなやつ。ダメだね。アウトだ」と発言する。続けて、「キャラクターの顔。そのまま描いた商品。こんなあからさまな偽物も中国へ発注していた」とナレーションが付けられ、「完全にアウト!」というテロップが大きく表示される。

(4) 摘発の日

続けて、「摘発の日」と表示される後半の場面に転換する。警察署に数十人の警察官が集まる前で、署長が「被疑者は違法性を十分認識しながら犯行している」、「非常に悪質で重大。社会的反響の大きな事件」などと語るシーンを挟んで、「偽鬼滅グッズで荒稼ぎする闇組織」、「一網打尽へ」というテロップが表示されるなか、警察官たちは横浜市の逮捕現場に向かって警察署を出ていく。

そして、逮捕現場に密着する場面となる。画面上部のサイドスーパーは、「“ニセ鬼滅”組織を一網打尽『もう自殺する…』前代未聞の逮捕劇!」に変わる。捜査班は二手に分かれ、営業担当と監査役の夫妻の自宅へ向かう班と、首謀者の男性と代表取締役である妻の自宅へ向かう班のそれぞれにカメラがついていく。営業担当と監査役の逮捕シーンでは、「逮捕を恐れトイレに籠城」といったテロップや、「逮捕されると

聞き逆切れ」、「泣き落とし」、「だが逆切れも泣き落としも通じるわけがなく、その後、夫と共に連行」といったナレーションが入る。首謀者と代表取締役の逮捕シーンでは、自宅マンションの映像とともに、荒稼ぎをするだけあって高級マンションに住んでいた旨のナレーションや代表取締役の女性が同居する子供を気遣い「子どものこれからの生活の事もあるから静かに出てってもいいですか」との発言にかぶせる形で「模倣品で他人の子どもに被害を与えても、わが子はやはりかわいい。こんな親心があるのなら、どうして子どもを食いものにしてきたのか」というナレーションが入る。

これらのシーンを経て、4人に手錠がかけられパトカーで連行される映像にエンドロールが流れ、本件放送の終わりとともに2時間半に及んだ番組は終わる。

2 審議に至る経緯

放送から3か月弱が過ぎたころ、「I はじめに」で指摘した抗議書がテレビ東京に届いた。2023年6月24日付のこの抗議書は、販売会社と、本件放送で首謀者とされた男性の代理人弁護士名義で、テレビ東京に対し、本件放送で取り上げられた販売会社の信頼や、関係者4人の名誉・プライバシーが傷つけられたと抗議するものだった（詳細は後述する）。翌2024年1月には、販売会社と男性が、同じ代理人弁護士により、放送倫理・番組向上機構（以下「BPO」という）の放送人権委員会に「名誉感情を大きく毀損した」として申立てを行い、同委員会は6月18日審理入りを決めた。

放送倫理検証委員会（以下「委員会」という）は放送倫理違反の疑いがあり、詳しく検証する必要があるとして7月12日に審議入りを決め、制作の経緯や問題点の調査に着手した。

III 委員会の調査

委員会は、本件放送の録画を視聴したほか、テレビ東京から提出された報告書（2024年7月5日付、同年7月11日付）など各種資料を精査した。また、本件放送の取材・制作に関わったX制作会社のプロデューサーやディレクター、本件放送の制作・放送に関わったテレビ東京のプロデューサーなど、13人から合計11時間超のヒアリングを実施するなどして、本件放送の制作経緯や放送後の対応などを検証した。

1 本件放送の発端

『激録・警察密着24時！！』は、警察の捜査活動に密着することを基本的な取材方法とする。X制作会社の番組担当のBプロデューサーは、定期的に主要な都道府県警の広報担当に接触し、密着可能な捜査・警ら活動がないか問い合わせをする。取材

に応じてもらえそうな事案や部署があれば、担当警察官の紹介を受け、具体的な取材の方法やスケジュールを調整する。調整ができれば、Bプロデューサーは、事案を担当するディレクターを指名し、以後は担当ディレクターが担当警察官と取材の日時や場所を詰める。

本件放送は、2021年7月上旬に、Bプロデューサーが、愛知県警の広報担当者から『鬼滅の刃』の偽物を販売している業者を捜査している事件で近々「動き」がある、具体的には現場しかわからない、という大まかな内容を聞いたことから始まった。

Bプロデューサーは、事前の捜査活動の取材がなく、いきなり「動き」、つまり逮捕から始まることで、捜査のプロセスにどう密着すべきなのかと懸念した。とはいえ、人気アニメ『鬼滅の刃』に関する事件であれば視聴者の関心は高いに違いないと考え、Bプロデューサーは番組責任者であるAプロデューサーと協議し、その指示を受けた上で、Cディレクターを担当者として指名し、愛知県警の担当警察官と連絡を取るよう指示した。

2 「出口＝逮捕」から始まり、「事後取材」へと至る経緯

Cディレクターはすぐに担当警察官に連絡を取り、捜査の状況などを聞いた。すると間もなく、7月27日に警察署でいわゆる出陣式が行われ、翌28日に横浜市で逮捕と捜索の予定があることを把握した。Cディレクターは事件の概要の把握すらおぼつかないまま、捜査活動への密着を飛ばしていきなり逮捕の撮影をするという段取りに戸惑いを覚えたものの、Dディレクターを伴い警察署を訪れて出陣式の様子を撮影、その後事件内容や捜査状況の概略を取材した。

翌28日、Cディレクター、Bプロデューサー、Dディレクターを含む合計6人のスタッフが横浜市を訪れ、2人ずつ3班に分かれて逮捕・捜索に密着した。Cディレクターはカメラマンと共に男性と代表取締役の妻の逮捕現場へ、Dディレクターはアシスタントディレクターと共に営業担当と監査役の夫妻の逮捕現場へ、そしてBプロデューサーは別のアシスタントディレクターと共に担当警部が指揮する捜索・差押え現場へ分かれて、それぞれ警察官に同行した。同行取材に際しては、警察官にピンマイクを付け、あるいはICレコーダーを渡し、逮捕・捜索現場の音声を収録した。

取材を終えたCディレクターは、X制作会社でAプロデューサーと総合演出のEチーフディレクターに、今後の取材方針などをそれぞれ個別に相談した。X制作会社の警察密着番組における通常の取材では、数日から数週間かけて警察官に密着し、その過程で事件・事故が起きたり、捜査が進展したりして逮捕・捜索に至ることが多い。他方で本件放送では、逮捕・捜索といういわば「出口」から取材が始まったため、放送に向けてどのような補充取材が必要となるか検討が必要であった。また、容疑の内容が、一般に馴染みのない不正競争防止法違反であり、何が犯罪行為なのかを把握す

ることも容易ではなかった。Cディレクター自身、逮捕・捜索には同行したものの、事件の全体像はほとんど分からない状況だった。

AプロデューサーやEチーフディレクターはそれぞれCディレクターに対し、まずは事件の詳細を把握し、何が犯罪行為なのかを理解した上で、構成や取材内容を検討したら良いとアドバイスをした。Cディレクターは愛知県警の担当者に改めて取材を依頼し、最終的に担当警部から話を聞くこととした。

3 捜査過程の事後取材

2021年11月某日、Cディレクターは愛知県在住のフリーカメラマンと共に、警察署を訪れた。この追加取材の日付については、委員会のヒアリングにおいて各関係者にその時期を尋ねたところ、いずれも記憶が曖昧であるとして具体的な時期を述べなかった。ヒアリング後に委員会からテレビ東京に対し、取材に要した外注費に関する証憑などの客観的な記録の提供を求めたものの、拒まれた。委員会は、放送された番組中の警察署内で撮影された映像を精査し、2021年11月であることを示すパソコンの日付表示が映り込んでいることや、警察署内の壁面に同月のカレンダーが貼られていることなどから、当該取材日が2021年11月某日であることはほぼ間違いないと判断した。

追加取材の当日Cディレクターは、まず担当警部から事件の概要を取材した。それにより、販売されていた衣服は、『鬼滅の刃』の主要キャラクターが用いる市松模様や麻の葉模様などがプリントされたものであったが、キャラクターそのものが衣類に表示されていたわけではないため著作権法違反では摘発できないこと、また、市松模様などの絵柄はそれ単独では特徴的な絵柄でないとして商標登録が拒絶されており、商標法違反でも摘発できないことなどを把握していった。とはいえ、捜査の期間が1年近くと長期間にわたり、また不正競争防止法そのものの難しさもあり、1時間ほどの説明を受けてもなかなか事件の理解が追いつかなかった。

他方で警察署には、かつて捜査本部として用いられていた部屋に、押収した関係書類や証拠品などが山積みになっていた。そこでCディレクターは、単純なインタビューだけでは事件の説明が難しいと考え、担当警部をはじめとする捜査関係者に、その部屋をそのまま使って、衣類などの証拠品などを用いながら捜査の過程をはじめから説明してもらい、その様子を撮影することとした。

Cディレクターが、事前に台本やセリフ、カメラ割りなどを準備することはなかった。担当警部ら警察官は捜査当時をふりかえる形で説明をしていったので、撮影内容は単なるインタビューではなく、捜査過程の“再現”のような形となった。Cディレクターは、この時点ではこの映像をどのように用いるかは決めていなかった。

4 不十分な引き継ぎ

その後、販売会社と男性が起訴されたものの、裁判で男性は起訴事実を否認し争われていることを、Bプロデューサーが愛知県警の担当者と情報交換をする中で知った。また、当時Cディレクターは、4件の密着事案を抱えるとともに、Aプロデューサーが担当するまったく別のテレビ東京のバラエティー番組のディレクターも兼務するようになり多忙だった。『激録・警察密着24時!!』の多くの事案は、取材を終えてから数か月後の放送回に流されるが、Aプロデューサーは、本件放送について特段急ぐ事情もないことから放送時期は未定として取り扱うこととし、編集作業も進めなかった。

放送に向け動き出したのは2022年12月ごろである。Bプロデューサーは愛知県警に対する定期的な取材により、9月6日に販売会社と男性に有罪の一審判決が言い渡されたことを知った。

この時点で販売会社と男性以外の3人は不起訴とされていた。Bプロデューサーは、最終的に試写までに3人の不起訴を知ったことは間違いないものの、どの時点で把握したかは記憶が曖昧とのことである。

一審での有罪判決を踏まえ、AプロデューサーはBプロデューサーと協議し、本件放送を2023年3月の回で放送することとした。当時、Cディレクターは前述した別のテレビ東京の番組をほぼ一人で対応するようになり、『激録・警察密着24時!!』の担当からは事実上外れていた。Aプロデューサーは、本件放送の編集作業をフリーでベテランのFディレクターに担当させることとし、Cディレクターには映像素材や取材情報の引き継ぎを指示した。Cディレクターは多忙で引き継ぎのための時間が十分取れない状況にあったことに加え、Fディレクターとの折り合いが悪く、顔を合わせることを避けたかった。そのため、自らが2時間強にまとめた映像素材と簡単なメモを送付するにとどめ、Fディレクターとの打ち合わせは行わなかった。担当警部への取材が逮捕後の“再現”であることを知らせることはなかった。

Fディレクターからそのことへの要望や不満はなかった。

『激録・警察密着24時!!』では、こうした取材担当者と編集担当者が交代する例は少なくなかった。またFディレクターは、ここ10年ほどはほぼ編集のみを担当していたが、取材担当者から細かな引き継ぎを受けずに映像素材や取材情報のみを受けとって編集を行うこともあった。AプロデューサーもBプロデューサーもFディレクターの編集技術に信頼を置いており、引き継ぎの有無や態様などは確認していなかった。

5 “事実確認なき” 仮編集

Fディレクターは、Cディレクターから引き継いだ映像素材をもとに仮編集作業を

行っていった。映像素材に撮影日時は記録されておらず、メモには事後取材による再現映像が含まれている事実は記載されていなかった。企画したBプロデューサーや取材担当のCディレクターなどでさえ、当初は難解・複雑で事件概要がつかめなかったが、Fディレクターは新聞などが報道していた話題の事件で、一審判決後は情報が出回っており、ネット検索で十分事件の概要はつかめたという。また通常は膨大な長さになる逮捕前の密着捜査部分の素材が事後撮影の映像のほかにほとんどなかったことも、編集を容易にした。その結果、これまでの経験から当たり前のように、事後撮影の映像を事前取材と思い込み、これを前半に、逮捕や捜索を後半に置いて編集した。

仮のテロップやナレーションも付けていった。「通信販売などでも様々な商品売りさばっていた」、「警察のガサの後も、あの4人はもどき商品売り続けていた」、「キャラクターの顔。そのまま描いた商品。こんなあからさまな偽物も中国へ発注していた」といった、実際に放送されたものと同趣旨のナレーションも、この時点でFディレクターにより付された。事後撮影における担当警部の発言やメディアの記事などから、おそらくこういうことだろうとFディレクターが想像で付けたものだった。こうしてFディレクターの仮編集により、本件放送は1つのコーナーとして骨格が固まっていった。

Fディレクターは編集にあたり、インターネットの新聞記事の確認などを除き事実確認はしていない。『激録・警察密着24時!!』において、編集担当者が付すテロップやナレーションはあくまで試写向けの仮のものであり、その事実確認については、試写を経て、担当のAプロデューサーやBプロデューサーが本編集前に行うこととなっていたためである。

仮編集は2023年2月ごろに終わり、試写の日程調整に進んだ。

6 試写から放送に至る経緯

(1) 仮編集試写

『激録・警察密着24時!!』では、一度の放送回で複数の事案が放送されるが、試写は事案ごとに行われることが通例で、本件放送の試写は、2023年2月22日に行われた。X制作会社側はAプロデューサー、Bプロデューサー、Eチーフディレクター、Fディレクター、構成作家、アシスタントディレクターの6人が参加した。Cディレクターは、多忙に加えすでに『激録・警察密着24時!!』の担当から事実上外れていたこともあり、参加しなかった。AプロデューサーやBプロデューサーが参加するよう指示したこともない。

他方テレビ東京からは、2005年8月の『激録・警察密着24時!!』放送開始時から15年近くにわたって担当プロデューサーを務めていたGエグゼクティブ・プロデューサーのみが参加した。Gエグゼクティブ・プロデューサーは2020年3月

に担当を外れてからも、X制作会社の依頼で試写に参加することが複数回あった。ただし相談相手という立ち位置での参加で、テレビ東京を代表して参加していたわけではなかったという。

テレビ東京の当時の担当であったHプロデューサーは、日程が合わずこの試写に参加していない。また、コロナ禍以降、試写にはリモートで参加したり、事後的に動画を確認して済ましたりすることも増えていたため特段の危機感はなく、本件放送についても事後に確認することとしていた。

試写では修正の指摘は誰からもなされなかった。それ以上にAプロデューサーらは、Cディレクターから相談を受けた際にはコーナーとして仕上がるか不安だった事案が見事に整理されていることに驚き、警察密着ものとして成立していることに安堵した。また、事後撮影による映像素材が挟み込まれていることを、X制作会社のAプロデューサー、Bプロデューサー、そしてEチーフディレクターは事前に把握していたものの、編集の自然な出来栄えに、ことさら事後に撮影したことを試写において指摘する必要は感じなかったという。

なお、「3人の不起訴」が試写で話題にあがったかについては、意見が分かれる。ヒアリングに応じた人の多くは、起訴・不起訴は話題にあがっていない、そもそもこれまで警察の密着番組で起訴・不起訴を気にしたことはほとんどない、ただし、販売会社や男性が控訴していることに触れた方が良いのではないかという指摘はあった、と答えている。他方で、ある人は4人のうち3人が不起訴と聞いたので、そのことに触れる必要がある旨指摘したと述べる。ただ、その当人も記憶は曖昧で、また試写後にその指摘が反映されたか否かを確認していない。結局、不起訴や控訴の事実が、放送に反映されることはなかった。

(2) 完成作業から放送へ

試写から数日後、テレビ東京のHプロデューサーは、X制作会社から送られてきた動画を確認し、特段の指摘をすることなく承諾の応答をした。

X制作会社側は本編集作業に移行し、捜査対象者やその住居などに入念にモザイクを入れた。また、Bプロデューサーが愛知県警と調整をし、今後の捜査に支障が生じないよう、現場の捜査官にすべてモザイクを入れ、管理職の担当警部のみモザイクをかけないこととなった。並行して、構成作家がテロップやナレーションの最終仕上げを行った。最終的にEチーフディレクターが本件放送を含む当該放送回のすべての事案を1つにまとめ、放送用の完全パッケージを完成させた。

この過程において、AプロデューサーやBプロデューサーは、インターネットで対象の商品が販売されている事実などを確認したものの、その販売は他の業者によるものであることは見落としてしまった。また、ナレーションの内容が事実であるかなど

を、取材を担当したCディレクターに事実確認することもなかった。その結果、「キャラクターの顔。そのまま描いた商品。こんなあからさまな偽物も中国へ発注していた」、「通信販売などでも様々な商品売りさばっていた」、「警察のガサの後も、あの4人はもどき商品売り続けていた」といった、後に誤りと指摘されるナレーションも、そのままとなった。

こうして本件放送は、2023年3月28日の放送回の最後のコーナーとして30分強にわたり放送された。

7 放送後の抗議とテレビ東京の対応

(1) 具体的で詳細な抗議

放送から3か月弱が過ぎたころ、先述した抗議書がテレビ東京に届いた。その内容は多岐にわたるが、大きく4つの問題点が指摘されていた。

①4人中3人が不起訴であったのにそれを隠していた、②警察官が事後的に捜査活動を演じていた、③キャラクターの顔をそのまま描いた商品を中国に発注したことはないのに、中国へ発注していたとのナレーションが付された、④そもそも通信販売をしたことも捜査後に販売を継続したこともないのに、通信販売でも商品売り続けていたとのナレーションが付された、といったことを具体的に挙げて、放送は事実に基づかない内容が含まれているというものだった。これらに加え、プライバシーを侵害し名誉を毀損していること、刑事裁判が継続中であることに触れていないこと、過剰な演出やナレーション、監査役というテロップが出た女性従業員は監査役ではなかったこと、なども問題として指摘されていた。

さらに抗議書は、②の事後撮影と③や④の虚偽の事実についても、ねつ造という言葉で抗議していた。そして、派手に刺激的に見せるためだけに、不起訴となった従業員らを含めて関係者を極めて悪質な犯罪者であるかのように仕立て上げ、そのような事実がないにもかかわらず、会社があからさまなコピー商品を製造・販売し、捜査後も意に介さず販売を続け、子どもたちをだまし続けている悪徳闇業者であるかのように放送したのであれば、あまりに悪質であるから、真摯な謝罪、訂正文書のウェブサイト掲載及び番組内容のねつ造の経緯についての説明をそれぞれ求めるというものであった。

(2) テレビ東京の回答

抗議を受けて、テレビ東京では、Hプロデューサーから制作局内で上司のIチーフ・プロデューサー、当時の担当部長、そして当時の専任局長に報告が上げられ、対応が検討された。テレビ東京は、Aプロデューサーなど複数名にヒアリングを行い、事実を調査した上で法務などと協議し、2023年8月4日付で回答書を送付した。

その回答書の中で不起訴となった3人に関しては、不起訴となった点には言及しなかったことや過度な表現があったことを認めつつ、嚴重なモザイクおよび音声加工を施し、個人特定ができないよう配慮していると述べるのみで謝罪はしていない。『鬼滅の刃』のキャラクターそのものを描いた商品を発注していたと捉えられる表現があった点についてはおわびをしたが、警察官に演技をさせたねつ造であるとの指摘は否定した。搜索後の商品の販売や通信販売についても確認ができているとした。そして、ねつ造を前提とする申入れ事項にはいずれも応じられないとまとめている。

なお、テレビ東京によると、当時のヒアリングでは、ねつ造か否かにとらわれて調査をしていたため、事後撮影がなされた事実を把握できなかったとのことである。

(3) 人権侵害の申立て

その後、特段のやり取りがないまま、2024年1月5日付で、販売会社と男性は、BPOの放送人権委員会宛に「名誉感情を大きく毀損した」として申立てをした。申立書では、6月24日付の抗議書の内容が整理されるとともに、ねつ造を裏付ける根拠が新たに挙げられていた。担当警部がホワイトボードに4枚の顔写真を貼り付けていく捜査会議のシーンで使われた写真は、男性らの逮捕後に警察署内で撮影されたものだという。「再現ドラマ」といった注釈もなく、あたかも逮捕前に行ったかのように再現させた会議はやらせであり、許される演出の範囲を大きく超えていると指摘していた。

(4) テレビ東京の再調査と“事後撮影”の発覚

テレビ東京では、申立ての通知を受けて改めて調査を行った結果、はじめて事後撮影の事実を把握するに至り、事後撮影を放送で明示しなかったことは番組の性質上許される範囲を超えていると判断した。その他の問題点も改めて検討し、販売会社と男性の代理人弁護士に宛てて、2024年2月9日付制作局長名義の文書を送付した。前述の回答書から一変し、若干の留保をつけながらも、指摘された4つの問題点のすべてについて誤りを認めておわびした。加えて、ウェブサイトにおわび文書を掲載する予定であることを伝えつつ、話し合いのための場を設けることを求めた。以後、数回にわたりテレビ東京の担当者と、販売会社と男性の代理人弁護士の間で協議が行われた。

(5) おわび放送と番組の打ち切り決定

2024年5月28日午後6時25分から、テレビ東京は、『ウオッチ！7』にて合計3分45秒のおわび放送を行うとともに、ウェブサイト上でおわびを掲載した。抗議書などで指摘された4つの問題点について、いずれも不適切であり、あるいは配

慮を欠いていたとして、留保なく誤りを認め、おわびするものだった。

同月30日の社長定例会見では、社長が経緯等を説明する中で、記者から番組自体の見直しを検討しているかを尋ねられ、「もうやめます。プロがきちんと確認すべきものをしなかったということです。テレビ局の信頼性を傷つけることでもあるので、ここで1回見直す必要があると考えます」と述べ、以後の『激録・警察密着24時！！』の放送を取りやめることを表明するに至った。

前後してテレビ東京では、各種勉強会・研修会の開催や、チェック体制の強化、新たにコンプライアンス専任担当者を置くなど、再発防止策を打ち出している。

IV 本件放送の問題点

委員会は、本件放送には不起訴に触れずに刺激的な演出をした点、事実でない内容の放送をした点、そして“密着”をうたいながら番組の一部が事後撮影であったことを明らかにせず放送した点において、放送倫理上の問題があったと考える。

1 不起訴に触れず刺激的な演出

まず、4人中3人の不起訴に言及することなく放送したことは不適切だった。無罪推定の原則を無視し、刺激的なナレーションやテロップと合わさって私人を犯罪者と決めつけ、逮捕時の言動が犯罪者の悪あがきのように受け止められる恐れのあるものとなった。

2 事実でない内容の放送

事実ではない内容を放送したことも不適切だった。『鬼滅の刃』キャラクターをそのまま描いた商品を発注したと放送した点は、そのとおりであれば著作物を複製した著作権法違反であるから、商品等表示の使用により他人の商品との混同を生じさせたとして起訴された本件の不正競争防止法違反とは別の新たな犯罪事実を摘示したことになる。また、検索を受けた後も商品の販売を継続したと放送した点は、逮捕や検索により捜査機関から違法の疑いがあることを指摘されたのに販売を継続したと指摘するもので、犯罪行為の悪質さを強調する効果を持つ。

この番組は、「全国で日々発生する事件・事故・犯罪の瞬間をカメラが捕らえる！」「壮絶ドキュメント」であることをうたう。放送された内容は、実際に起きた事実として視聴者は理解するはずだ。事実でないことを放送して視聴者を誤った認識に至らせたという問題をもたらしている。

3 “密着”をうたいながら事後撮影を放送

実際の捜査の過程と異なる内容を放送した点も不適切だった。本件放送では、2021年7月27日の「出陣式」と翌28日の逮捕・捜索に連なる一連の捜査のみが密着取材による撮影で、それ以外のほとんどは事後撮影によるものだった。「密着ドキュメント」をうたいながら、放送内容が事後撮影であることを明らかにしないことは、視聴者との基本的な約束を裏切るものだ。

また、その事後撮影がもたらす印象も問題だった。事後撮影部分は、全体の構成と相まって警察のPRドラマのようにさえ見える。画面上部に「1年に及ぶ“執念の捜査”完全密着」とのテロップを出し、「子どもを食いもの」にする「違法上等」で法の抜け穴を探す「悪質」な闇業者を、警察が1年がかりの地道な捜査で追い詰めた、ようやく逮捕状を執行しようとしたら、闇業者の面々は言い逃れをし、逮捕に抵抗したが、正義の警察官により御用となった、と思わせる。捜査過程のほとんどが事後撮影であったと知れば、視聴者の印象はずいぶん異なるものとなったのではないか。

V 問題をもたらし4つの要因

このように、本件放送は全体として多くの問題をはらむものとなった。その問題をもたらし直接的な原因は、制作過程における3つの過失にあると思われる。すなわち、Cディレクターが事後撮影の素材映像があることを明確にしてFディレクターに引き継がなかったこと、Fディレクターが映像素材をもとに想像でナレーションやテロップなどを付したこと、そしてAプロデューサーやBプロデューサーがナレーションやテロップの内容について適切な事実確認をしなかったことである。

なぜ、本件放送ではこのような事態が重なり、リカバリーされることなく最終的に放送に至ったのか。検証を踏まえ、委員会は問題をもたらし構造的な要因として4点を指摘したい。

1 強力な“モザイク信仰”

1つ目の要因は、テレビ東京の回答書にあるような、嚴重なモザイクおよび音声加工を施せば個人特定ができないとする、いわば“モザイク信仰”である。テレビ東京は、2023年6月に受け取った抗議書で、会社名や従業員の氏名・顔写真が新聞やテレビでニュースとして取り上げられ、インターネット上の記事等で容易にアクセス可能な状況にあるから、番組内で伏せ字にしたりマスキングをしたりしても視聴者に容易に推知されると、具体的かつ詳細に指摘を受けていた。これに対し、テレビ東京は、新聞等では実名報道があったものの（本件放送では）個人特定ができないよう配慮しているとのみ回答している。

しかし、本来であれば逮捕の状況や現場をそのまま放送することは、相当にプライバシー侵害の危険性が高いものである。委託元のテレビ東京において、モザイクなどをすれば個人特定に対する配慮は足りていると正式な回答書で述べるほどに“モザイク信仰”が根深いものであったとすれば、委託先のX制作会社でも同じように“モザイク信仰”が深く浸透してしまい、その制作過程で個人特定に関する意識が働かないことは、むしろ当然かもしれない。

そもそもX制作会社では、本件放送の制作過程において、複数のディレクターやプロデューサーが、分かりづらい当該事案を把握するために、インターネットにある新聞記事などを見た。これらには実名や顔写真が記載されているものもあった。そうであれば、同じように視聴者も放送後にインターネットを検索し、会社名や男性の個人名を特定するであろうことは、予測できたのではないか。番組は長年続いているのに、制作や放送前チェックに関わった誰一人としてこの当然の予測を行わず、モザイクにより特定できないと思い込んでいた。テレビ東京が抗議書を受領した後でも、誰も特定の可能性に気づくことはなかったのである。

このような“モザイク信仰”が、摘発の対象となった人たちの人権に対する意識を鈍らせ、制作や編集・チェックの過程において、不起訴を報じなくて良いとしたり、事実確認がなおざりになったり、ナレーションやテロップが刺激的になったりした要因の一つと思われる。

2 “三方良し”に潜む“当事者”の不在

要因の2つ目として、ヒアリングの場で聞かれた、“三方良し”の言葉について指摘したい。何人かの関係者がこの番組の意義を語る場面で、警察は活動の意義や法制度を世間に知らせることができ、テレビ局は視聴率が取れ、視聴者は娯楽として楽しみながら新たな犯罪の手口や法制度などについて知識を得られるという点で、三者にとってメリットがあると評していた。

しかし、その視点には、逮捕や摘発の対象者である当事者の存在が軽視されているように思われる。『激録・警察密着24時!!』は警察への密着をうたうこともあって、基本的に逮捕された側の取材はない。先に述べた起訴・不起訴の事実にあまり気を留めていなかったということもその表れだろう。そうすると構造的には、どうしても警察の言い分のみを取り上げる傾向になる。取材手法としても警察との距離の近さが不可欠となる。

放送は逮捕される当事者のプライバシーや名誉に不可避免的に踏み込むことになるから、最低限の裏付け取材として、例えば警察から取材した内容が事実かどうかを、会社登記などの客観的な資料を確認するといった多角的な取材もまた必要だったのではないか。また、逮捕の撮影から本件放送までには十分な時間があり、逮捕後に不起訴

になっていないかを確認することなども、取材の一環として必要だったと思われる。本件放送では、前述の“モザイク信仰”もあって、そのような取材が十分になされていなかったきらいがある。

3 ひっ迫する制作体制

本件では、X制作会社内で取材ディレクターと編集ディレクターの間で適切な引き継ぎが行われ、事後撮影の詳細が伝達されていれば、少なくとも事実と異なる放送は防げた可能性があるし、事後撮影であることを明示していれば、ねつ造を疑われることはなかったと思われる。では、なぜ適切な引き継ぎはなされなかったのか。

引き継ぎの前後、Cディレクターは同時に4本の密着事案を抱えながら、テレビ東京のまったく別のバラエティー番組のディレクターも割り振られていた。その番組では企画・制作・雑務など4、5人の制作スタッフで分担するような仕事をCディレクターがほぼ1人で担当していた。Bプロデューサーが大丈夫だろうか心配するほどCディレクターの勤務状況は過酷を極めていた。これがテレビ局の従業員であれば当然に労務管理の責任が問われるはずが、制作会社に委託してればその責任を一切問われないということで良いのだろうか。問題のある放送が起きにくい体制づくりという点で、テレビ東京にもビジネスと人権上の一定の責任があるように思われる。

4 繰り返された“ステレオタイプ”

もう1つ注目すべき問題がある。Cディレクターをはじめ、当初相談を受けたプロデューサーたちや総合演出、取材に関わったほぼすべてのスタッフが口にした本件放送をめぐる法律の複雑さ・難しさである。警察は、実は商標法違反でいったん男性を逮捕している。しかし、この時点で、『鬼滅の刃』の著作権元の出版社が出願した主要キャラクター3人の羽織の柄の商標登録は、登録を却下されていた。結局、商標法違反での立件もなされなかったのである。本件放送の不正競争防止法を説明する部分にも“難しさ”の一端が伺える。これまでに経験したことのない複雑で難しい事案に対処するには、本来は相応の時間や入念な調査が必要であろう。実際、現場からは、捜査に密着できないのであきらめるべきだという意見や、逮捕事実だけを数分の短いVTRにしてはどうかといったプロデューサーの案もあった。しかし、それぞれ忙しさの中で問題意識は薄れていった。

そうした中、編集作業から担当したFディレクターは、それまでの経験からさしたる困惑や疑問もなく、自らの想像力と理解で警察の「執念の捜査に密着」したものとして編集してしまった。当初“複雑さ・難しさ”に頭を抱えたプロデューサーや総合演出は、“密着”が事後撮影であることを知りながら、編集上がりの出来栄の良さに、安堵し、救われた。

その安堵感の中で、プロデューサーたちは本来自らが行うべき事実確認をおろそかにして完成作業に進んでいった。その結果、Fディレクターが思い込みで付した、事実と異なるナレーションは何のチェックも受けることなく放送に回された。“複雑さ・難しさ”に真摯に向き合っていれば、制作過程のどこかで、引き継ぎや事実確認の不十分さに気づき、立ち止まれたように思える。そうすれば問題は避けられたか、少なくとも小さくできたのではないか。

こうして、本件放送がスタッフになじみのない法律を扱った特殊な事案であるにもかかわらず、これまで積み重ねてきたであろう、逮捕と犯罪者を安直に結びつける構図にとらわれ「違法上等」で「子どもを食いものにした」「悪質な」「闇業者」などとナレーションであおり、刺激的なスーパーで犯罪捜査をエンタメ化するこの番組のステレオタイプが、また繰り返されたのである。

VI 委員会の判断 ～ 放送倫理違反があった

日本民間放送連盟（民放連）とNHKが策定した放送倫理基本綱領は「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめると明記している。

また、民放連の放送基準は以下の項目を定めている。

- ・個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。（第1章 人権（2））
- ・個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。（同（3））
- ・報道活動は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づき、公正でなければならない。（第6章 報道の責任（31））¹
- ・ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。（同（32））
- ・取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する。（同（33））

さらに、テレビ東京の放送番組編成基準では、「報道番組」について、「テレビの特性を生かし、社会にとって重要あるいは時事的な出来事を客観的、かつ公正に報じ、情報社会における的確な判断の素材を提供する」ことを基準として編成するとしてい

¹ 本規定は「ドキュメンタリーや情報番組、スポーツ番組などにおいても」適用されるとされる（日本民間放送連盟『民放連放送基準解説書2024』20頁参照）。

る。

これまでの検証で明らかになったとおり、本件放送は、会社や関係者の名誉・信用を毀損し、プライバシーを侵害する可能性の高いものであった。

また、販売会社が『鬼滅の刃』のキャラクターをそのまま描いた商品を発注した点、検索後も商品の販売を継続したとの点、実は監査役でなかった女性を監査役と報じた点、及び、対象会社が実際には行っていない通信販売をしていたとナレーションを付した点は、いずれも事実と異なる内容を報じたものであった。

さらに、事後撮影の映像素材を使っていたにもかかわらず、実際の捜査活動かのように報じ、あたかも1年に及ぶ“密着”によって明らかになったかのように誤解させた点で、視聴者の信頼を裏切る放送だった。

これらはいずれも上記で引用した放送倫理基本綱領、民放連の放送基準、及びテレビ東京の放送番組編成基準の各項目に反している。

したがって、委員会は、本件放送には放送倫理違反があると判断する。

Ⅶ おわりに

テレビ東京の報告書（2024年7月5日付）によれば、再発防止策として①自主自律の精神のもと、放送人として、放送倫理への意識を高めるための各種勉強会・研修の開催、②制作過程におけるコミュニケーションをより深化させるための体制づくり、啓発活動、③番組の制作形態にかかわらず、放送責任を負うことの自覚を高めるための局側チェックの徹底と体制強化を掲げ、社内勉強会は5月から月1回のペースで開催、7月には制作局にコンプライアンス強化のためのチームを新設するなど、すでに新たな組織改革、意識改革が始まっているという。委員会によるヒアリングでも、社内の議論やコミュニケーションが活発になるなど、この問題をよりよい方向に向かうきっかけにしたいという意気込みや手ごたえも聞こえた。ぜひそうした取り組みが持続することを委員会は期待している。

その一方で、「局側チェックの徹底と体制強化」に関しては、それが制作現場の負担にならないようくれぐれも願っている。過去の他局の審議事案にも、チェックの強化は判を押したように繰り返し出てくるが、ほどなく問題が再発した例もある。むしろ、チェックのための書類が増え、試写が積み重なってゆくことで、作業量や作業時間は増えてゆくばかりだ。それに応じた人員・人件費を補填するといった措置は聞いたことがない。今回はとりわけ、「チェックよりバックアップ」と訴えたい。

また、おわび放送から2日後の記者会見では「苦渋の決断」という言葉で、番組の放送終了を表明。番組審議会では「警察にとってプラスの面やご覧になりたい視聴者もいると思いますけれども、きちんとしたものを作るようであれば、この番組をや

る意義はない」として、報道機関としての自己検証プロセスが適切に働いたことは評価したい。

一方で委員会のヒアリングでは「放送終了」への異論もあった。特に制作現場に近いスタッフの多くは社長会見で初めて知らされ、困惑したという。20年近く続いた長寿番組の終了が苦渋の決断であったなら、その重みに相応する現場への伝え方、意思疎通の取り方があっても良かったのではないか。

ネットを駆使した新たな犯罪が次々と起こり、犯罪が多様化・複雑化している昨今である。テレビ東京のあるプロデューサーは、これまで以上に抑止や啓発が求められる時代なのに…という無念さも口にした。「犯罪は社会情勢や時代を映す鏡」と語ったとおり、「警察密着もの」という番組形態はテレビに必要なものなのかもしれない。しかしながら、この半世紀は、せつかくのこの番組が人気シリーズだったがゆえ「勸善懲悪」、「エンタメ化」といった分かりやすいステレオタイプに偏向していった歲月ではなかったか。ヒアリングの中でも、年々モザイクの範囲や厚みが増してゆき、ナレーションはどんどん過剰になり、時代に合っていないのではないかと感じていた人は少なくなかった。もしそうであれば、委員会は「番組で失ったものは、番組で取り戻そう！」と改めて繰り返したい。そのためには多様で複雑な犯罪に取り組む果敢さや、警察の主張を多角的に客観的に検証することも必要となる。警察のPRに偏ることなく犯罪捜査に密着するためのスキルや見識も肝要であり、これまで以上のバックアップ体制も重要だろう。そしてそれらは今後、各局が制作してゆく警察密着番組すべてに求められることでもあるだろう。

最後に、意見書冒頭のリップマンの言葉になぞらえてエールを送りたい。

「放送終了」は事件の「幕引き」ではなく、新たな「合図」である。